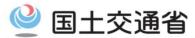
インフラ長寿命化計画(行動計画)のフォローアップ

令和3年10月

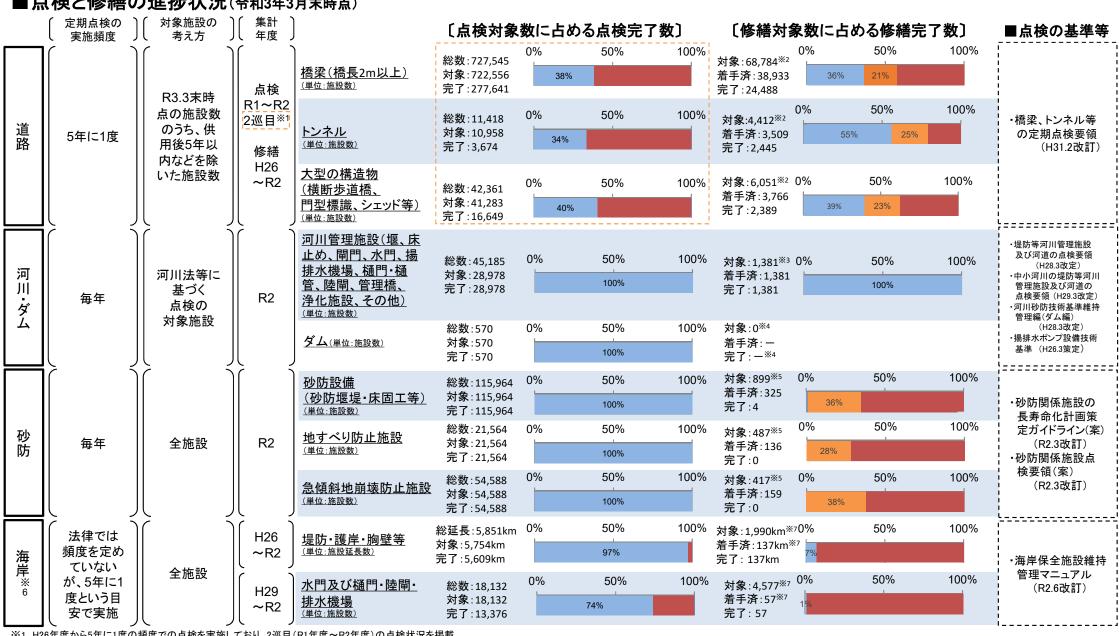
1. フォローアップ結果 ・・・・・・・・・・・・・P.3
(1)点検の実施と修繕・・・・・・・・・・・・・P.4
(2)基準類の整備・・・・・・・・・・・・・・P.7
(3)情報基盤の整備と活用・・・・・・・・・・・・P.8
(4)個別施設計画の策定・・・・・・・・・P.9
(5)維持管理・更新等に係るコストの算定・・・・・・・P.17
(6)新技術の開発・導入・・・・・・・・・・・・・P.12
(7)法令等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・P.14
2. 管理者別の状況 ······P.15
(1)点検の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・P.16
(2)施設の健全性 ·····P.21
(3)修繕の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・P.23
(4)個別施設計画の策定 ・・・・・・・・・・・・P.28
(5)維持管理・更新等に係るコストの算定 ・・・・・・P.31
3. 地方公共団体への支援等 ・・・・・・・・・・・・・P.34
2 地方小竹네水~小支撑坐

1. フォローアップ結果

(1)点検の実施と修繕(1)



■点検と修繕の進捗状況(令和3年3月末時点)



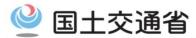
- ※1 H26年度から5年に1度の頻度での点検を実施しており、2巡目(R1年度~R2年度)の点検状況を掲載
- 1巡目(H26年度~H30年度)の点検で早期または緊急に措置を講ずべきと診断された施設
- 事後保全段階(措置段階:D)に加え、予防保全段階:Cとなっている施設を一部対象としている
- ※4 定期点検の他、日常管理における巡視・点検等の結果を踏まえ、必要に応じて随時修繕等を実施している
- ※5 健全度評価「要対策C」のうち優先的に対策を講ずべき社会的影響度の高い施設(要緊急対策施設)を対象とする
- ※6 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)
- ※7 対象は事後保全段階と予防保全段階。着手済は完了と同値としている

■点検完了
■点検未了

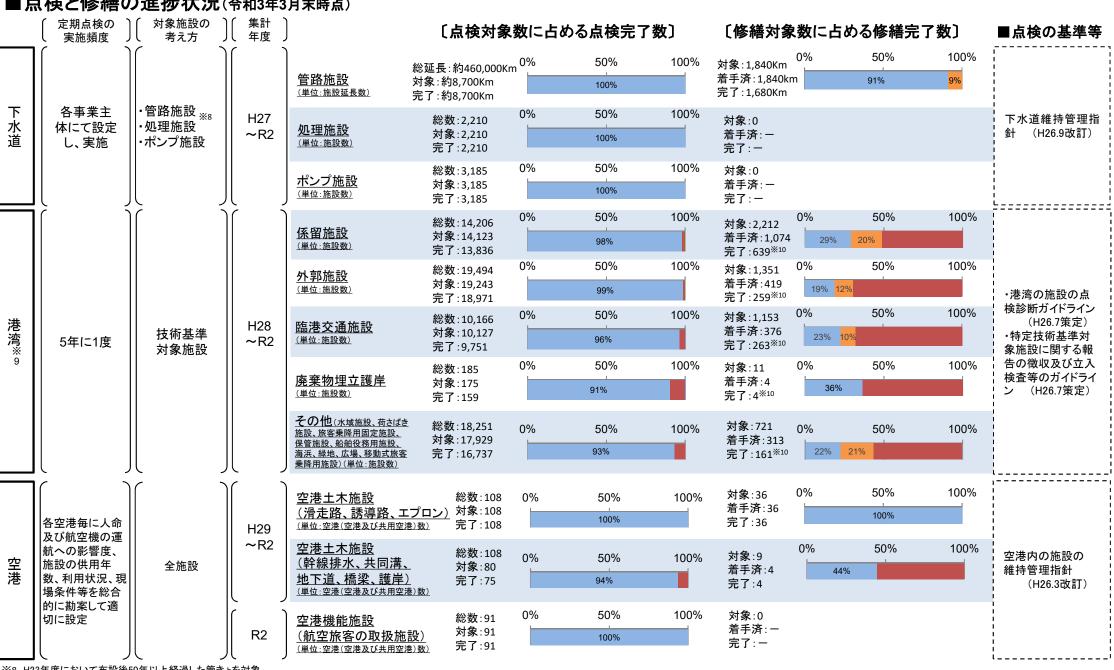
■ 修繕等未了

■ 修繕等完了 ■ 修繕着手済(未完了)

(1)点検の実施と修繕②



■点検と修繕の進捗状況(令和3年3月末時点)

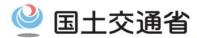


※8 H23年度において布設後50年以上経過した管きょを対象

※10 立入禁止等による応急措置を含む

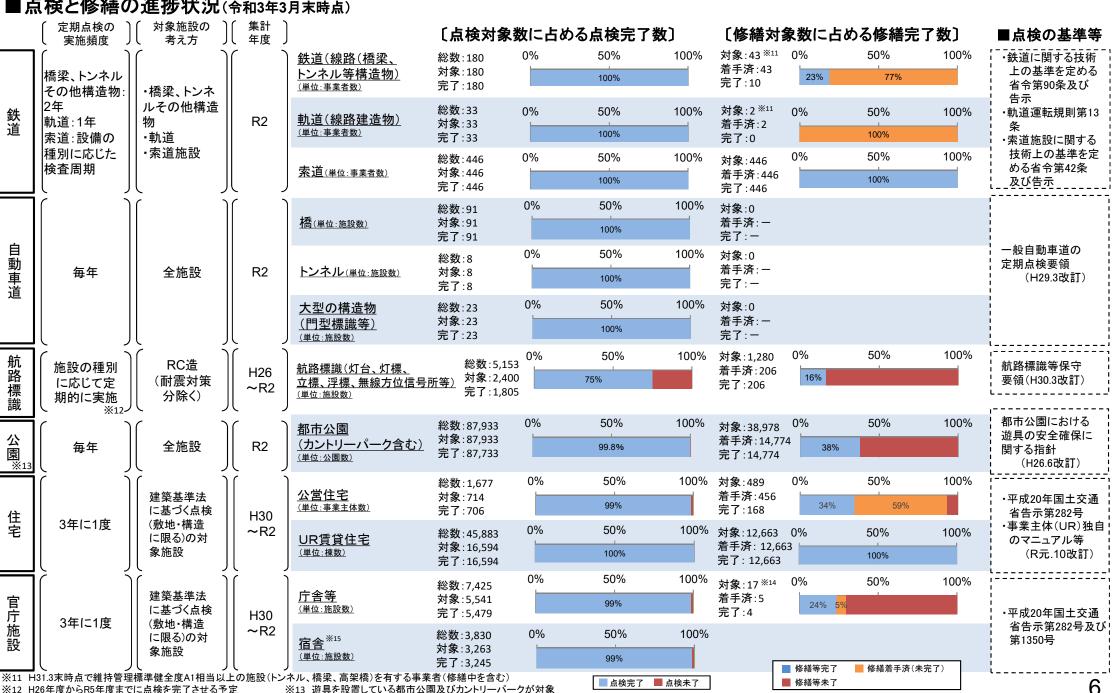
^{※9} 一部事務組合、港務局を含む

(1)点検の実施と修繕3

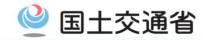


■点検と修繕の進捗状況(令和3年3月末時点)

※14 老朽化対策実施率(長寿命化を図るべき施設のうち、R2年度時点で措置が必要なもの)



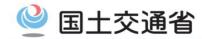
(2)基準類の整備



■基準類の整備状況(令和3年3月末時点)

分野	内容	整備時期
道路	橋梁、トンネル等の「定期点検要領」を策定	平成26年6月、平成31年2月改訂
	中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検要領を策定	平成29年3月
河川	ダム・堰施設技術基準、 及び揚排水ポンプ設備技術基準を改定	平成28年3月 平成29年3月
ダム	河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)の策定	平成28年3月
砂防	『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を策定	平成26年6月、平成31年3月改訂、令和2年3月改訂
רעו <i>יב</i> יז	『砂防関係施設点検要領(案)』を策定	平成26年9月、平成31年3月改訂、令和2年3月改訂
	海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂	平成26年3月、平成30年5月改訂、令和2年6月改訂
海岸	「海岸法の一部を改正する法律等」により、海岸保全施設に関する維持・修繕の責務の 明確化、維持又は修繕の技術的基準を定める	平成26年12月
下水道	下水道維持管理指針の改訂	平成26年9月
港湾	「港湾の施設の点検診断ガイドライン」の策定	平成26年7月
仓冯	「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」の策定	平成26年7月
空港	空港内の施設の維持管理指針の改訂	平成26年3月
鉄道	鉄道構造物等維持管理標準等の検証のとりまとめ	平成29年10月
自動車道	一般自動車道の維持管理要領の改訂	平成29年3月
航路標識	劣化診断マニュアルの策定、本格導入	平成27年3月
公園	公園施設の安全点検に係る指針(案)の策定	平成27年4月
五国	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)の改訂	平成26年6月
公営住宅	公営住宅等長寿命化計画策定指針の改訂	平成28年8月
UR住宅	事業主体(UR)独自のマニュアル等の改訂	平成26年3月、令和元年10月改訂
観測施設 (測量標)	「電子基準点現地調査作業要領」 及び「国土地理院験潮場保守及び測定要領」の見直し	平成27年5月、平成29年3月改訂、 平成30年1月改訂、令和元年6月改訂

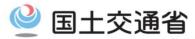
(3)情報基盤の整備と活用



■既存データベースの改善等・新規データベースの構築の状況(令和3年3月末時点)

 分野	内容	進捗段階と今後の予定						
	· · ·	①局内·庁内検討	②システム設計	③システム構築	④運用	⑤データ拡充・更新		
道路 (橋梁)	橋梁について、国土交通省及び地公体の施設を対象に、「全国道路橋データベース」を 試行							
道路	点検要領に基づく内容を蓄積するデータベースを構築							
:=:111	国交省が管理する施設を対象にデータベースを構築							
河川	地公体が管理する施設のデータベース化を検討			*				
₩,	国交省が管理する施設を対象にデータベースを構築							
ダム	地公体が管理する施設のデータベース化を検討			• *	<u> </u>			
T.I. D.L.	国交省が管理する施設を対象にデータベースを構築							
砂防	地公体が管理する施設のデータベース化を検討				*			
海岸	海岸管理者の施設を対象にデータベースを構築							
- 1.34	地公体が管理する施設を対象に下水道施設情報システムを構築							
下水道	システム構築、地方自治体データの電子化促進			•				
111 to 11.	国有港湾施設を対象に、データベースを構築							
港湾	国有港湾施設のデータベースに港湾管理者の施設を追加							
	「空港施設CALSシステム」を構築							
空港								
	「運用・信頼性管理装置」を活用したデータベースを構築(無線施設)							
 鉄道	中小鉄道事業者等の鉄道構造物を対象に、データベースを構築、情報を蓄積							
—————————————————————————————————————	自動車道事業者の施設を対象にデータベースを構築							
航路標識	データベースを構築、情報を蓄積							
	国交省が管理する施設を対象に、データベースを構築し、情報を蓄積							
公園	地公体が管理する施設の共通のデータベースのあり方について、調査検討							
公営住宅	地公体が管理する施設のデータベースについて共通的な事項やあり方を調査検討			*	K			
UR住宅	URにおいて、共通のデータベースを構築					T		
官庁施設	全ての官庁施設を対象とし、データベース(官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)) に情報を蓄積							
観測施設 (測量標)	国土地理院の施設を対象に、「電子基準点属性データ」及び「験潮場の情報」を構築し、							
(測重標/ 観測施設	情報を蓄積データベースを構築、情報を蓄積							
(気象レーダー 施設)	気象庁の施設を対象に、データベースを構築し、情報を蓄積							
横断的施策	社会資本情報プラットフォームのシステム検討、構築プロトタイプ部分の運用・評価							

(4)個別施設計画の策定①



		個別施設計画策定状況						
分野	対象施設	①総数	②計画策定 対象施設数	③計画策定 完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率 (③/②)		
	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	1,824	1,824	1,756	100%	96%		
道路	トンネル(単位:団体数)	709	709	588	100%	83%		
	大型の構造物(単位:団体数)	758	758	619	100%	82%		
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	45,185	18,018	18,018	40%	100%		
河川・ダム	ダム(単位:施設数)	570	570	568	100%	99.6%		
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	90	90	90	100%	100%		
海岸 ^{※1}	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	4,749	4,735	4,713	99.7%	99.5%		
下水道※2	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,471	1,471	1,471	100%	100%		
	係留施設(単位:施設数)	14,206	14,123	14,070	99%	99.6%		
	外郭施設(単位:施設数)	19,494	19,243	18,887	99%	98%		
港湾 ^{※3}	臨港交通施設(単位:施設数)	10,166	10,127	10,016	99.6%	99%		
,,,,	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	185	175	173	95%	99%		
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、 海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	18,251	9,458	9,076	52%	96%		
	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	108	108	108	100%	100%		
空港	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	108	80	80	74%	100%		
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	91	91	91	100%	100%		
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	180	180	180	100%	100%		
鉄坦	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%		
	橋(単位:施設数)	91	91	91	100%	100%		
自動車道	トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%		
	大型の構造物(門型標識 等)(単位:施設数)	23	23	23	100%	100%		
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所 等)(単位:施設数)	5,153	5,153	5,153	100%	100%		
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%		
公园	都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	677	100%	95%		
	公営住宅(単位:事業主体数)	1,677	1,627	1,523	97%	94%		
住宅	UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,216	15,216	15,216	100%	100%		
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数)※4	11	11	11	100%	100%		
京广 佐凯	庁舎等(単位:施設数)	7,425	5,577 ^{※5}	5,577	75%	100%		
官庁施設	宿舎(単位:施設数)	3,830	3,438 ^{%5}	3,438	90%	100%		

^{※1} 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

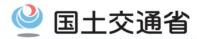
^{※2} 下水道は、下水道法(H27.5改正)に基づく事業計画を個別施設計画としている

^{※3} 一部事務組合、港務局を含む

^{※4} 管理戸数1,000戸以上

^{※5} 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数

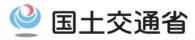
(4)個別施設計画の策定2



■個別施設計画策定率100%未満の施設に対する各分野の対応

	心叹可当不足	——————————————————————————————————————	フルビロス「ヘン」	7 2 2 7 2		
分野	対象施設	策定率 (R3.3.31時点)	策定率見込み (R4.3.31時点)	 主な策定主体 	策定遅延理由	未策定施設に対する取組
	橋梁(2m以上) (全1,824管理者)	96% (未策定:68管理者)		道路管理者	・管理施設数が多く、施設の点検や点検結果を踏まえた修繕 等措置の優先度の検討に時間を要したため。	・老朽化対策の課題を継続的に把握・共有し、効果的な対策の 推進を図ることを目的に各県に設置している道路メンテナンス 会議において、改めて計画策定状況を周知し、早急に策定さ
道路	トンネル (全709管理者)	83% (未策定:121管理者)	100%	(都道府県·政令 市等、市区町	・財政状況が厳しい中、施設の点検や早期又は緊急に措置を 講ずべきと診断された施設の修繕等措置を優先する必要があ り、計画策定に係る予算の確保が困難であったため。	れるよう指導に努める。 ・道路メンテナンス事業補助制度による計画の策定支援を引き
	大型の構造物 (全758管理者)	82% (未策定:139管理者)		村)	・専門的な知識を有する人員が不足する中、災害対応等の業務で人員の確保が困難であったため。	続き実施するとともに、令和5年度以降については、計画の策定を補助要件としていることを改めて周知すること等により、早期策定を促す。
河川・ダム	ダム (全570施設)	99.6% (未策定:2施設)	100%	ダム管理者 (都道府県)	・令和2年度中に策定予定であったが、新型コロナウイルスの 影響により委託業者による現地確認や有識者との調整に不足 の日数を要したため。 ・県内の各管理ダムの更新時期と調整した更新費用の平準化 作業が完了しておらず、その作業に時間を要している。	・令和3年12月までに完了予定。
海岸	堤防・護岸・胸壁等 (全4,735地区海岸)	99.5% (未策定:22地区海岸)	99.7% ※R5.3策定 完了見込み	海岸管理者 (都道府県、市 町村)	・令和2年度に工事が完了した箇所において、個別施設計画 (長寿命化計画)の策定が令和2年度中に完了しなかったため。 ・平成30年7月豪雨等により予算・人員配置が大幅に変更され、 当初令和2年度までに予定していた個別施設計画(長寿命化 計画)の策定が遅延したため。	・個別施設計画(長寿命化計画)を未策定の海岸管理者に対して、策定に向けた技術支援等により、個別施設計画(長寿命化計画)の早期の策定を促す。
港湾	係留施設 (全14,123施設) 外郭施設 (全19,243施設) 臨港交通施設 (全10,127施設) 廃棄物埋立護岸 (全175施設) その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設海 浜、緑地、広場、移動式旅客 乗降用施設) (全9,458施設)	99.6% (未策定:53施設) 98% (未策定:356施設) 99% (未策定:111施設) 99% (未策定:2施設)	100%	港湾管理者 (国、都道府県、 政令市、市区町 村、公社等)	・当該施設の大半が地方公共団体等において個別施設計画 (維持管理計画書)を策定する施設であり、全国に約53千施設 ある。 ・地方公共団体等においては、維持管理に係る体制の整備や 予算の確保が困難な管理者も存在する中、令和2年度に外部 委託の予定であった策定業務において外注費用の確保が難し かったため、職員自ら策定するなどして対応していたところもあ る。しかし、一部の地方公共団体においては、計画策定に必要 な専門性を有する人材の不足があり、策定が進まなかった。 (コロナウィルス拡散防止のため、外部委託者の人員確保が困 難となり、計画策定業務が遅延した事例もある。)	・令和2年3月に、「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」に「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)」を追加し、地方公共団体等が直営でも個別施設計画(維持管理計画書)を策定できるような個別具体的な事例を紹介した。・加えて、令和3年3月に、地方整備局等の相談窓口において、個別施設計画の策定を含む技術的支援が可能である旨、地方公共団体等に周知した。・これらを活用し、維持管理計画が未策定となっている地方公共団体等に対して支援・周知することなどにより、早期策定を促す。
公園	都市公園 (全712団体)	95% (未策定:35団体)	96% ※R6.3策定 完了見込み	公園管理者 (都道府県·政令 市、市町村)	・各地方公共団体において、公園施設長寿命化計画策定の必要性は認識いただいているが、公共事業に係る予算・人員が限られる中で、道路・河川等の他分野の事業を含めた施設整備を優先せざるを得ないことや、管理する公園数・施設内容によっては長寿命化計画策定によるライフサイクルコスト縮減等の効果が限定的である場合があること等により、一部の地方公共団体において、公園施設長寿命化計画策定に必要な予算・人員を確保できず、計画策定に至っていない状況。	・策定率向上のため、社会資本整備総合交付金等による策定 支援を引続き実施するとともに、未策定市町村に対し、策定に 向けた個別の働きかけを実施する。(随時)
住宅	公営住宅 (全1,627事業主体)	94% (未策定:104事業主 体)	95% ※R5.3策定 完了見込み	住宅管理者 (都道府県·政令 市、市区町村)	・事業主体における計画策定に係る人員や予算が確保できないこと等による。	・事業主体向けの各種会議(公営住宅整備事業等担当者連絡会議等)及び予算ヒアリングの場等において、早急な計画策定を促すとともに、未策定の事業主体へは個別に働きかけを行う。また、交付金・補助金事業の実施には、計画策定が必要であることを改めて周知する。

(5)維持管理・更新等に係るコストの算定



■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和3年3月末時点)

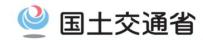
		維持管理・更新等に係るコスト算定状況						
分野	対象施設	①総数	②コスト算定 対象数	③コスト算定 完了数	④コスト算定対象 割合(②/①)	⑤コスト算定率 (③/②)		
	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	1,824	1,824	1,756	100%	96%		
道路	トンネル(単位:団体数)	709	709	588	100%	83%		
	大型の構造物(単位:団体数)	758	758	619	100%	82%		
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数) ^{※1}	45,175	_	_	_	_		
河川・メム	ダム(単位:施設数)	570	570	568	100%	99.6%		
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	90	90	90	100%	100%		
海岸 ^{※2}	堤防•護岸•胸壁等⑷单位:地区海岸数)	4,749	4,735	4,541	99.7%	96%		
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,471	1,471	1,471	100%	100%		
	係留施設(単位:施設数)	14,206	14,123	13,163	99%	93%		
	外郭施設(単位:施設数)	19,494	19,243	18,042	99%	94%		
港湾 ^{※3}	臨港交通施設(単位:施設数)	10,166	10,127	9,149	99.6%	90%		
,,,,	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	185	175	153	95%	87%		
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、 海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	18,251	9,458	8,565	52%	91%		
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	108	108	108	100%	100%		
生/仓	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	108	80	80	74%	100%		
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	180	180	180	100%	100%		
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%		
	橋(単位:施設数)	91	91	91	100%	100%		
自動車道	トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%		
	大型の構造物(門型標識 等)(単位:施設数)	23	23	23	100%	100%		
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所 等)(単位:施設数)	5,153	5,153	5,153	100%	100%		
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%		
公园	都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	677	100%	95%		
	公営住宅(単位:事業主体数)	1,677	1,627	1,523	97%	94%		
住宅	UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,216	15,216	15,216	100%	100%		
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数)	11	11	11	100%	100%		
中广坛机	庁舎等(単位:施設数)	7,425	5,577	5,577	75%	100%		
官庁施設	宿舎(単位:施設数)	3,830	3,438	3,438	90%	100%		

^{※1} 河川管理施設は対象となる施設種別が多いことから、計画の策定単位が様々であるため、施設数単位で集計できない

^{※2} 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

^{※3} 一部事務組合、港務局を含む

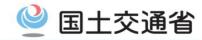
(6)新技術の開発・導入①



■新技術の開発・導入の状況(令和3年3月末時点)



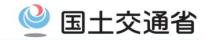
(6)新技術の開発・導入②



■新技術の開発・導入の状況(令和3年3月末時点)

		進捗段階と今後の予定							
分野	内容	①ニーズ・シーズ の把握	②研究・開発	③現場での実証	④実証結果の 分析・評価	⑤現場導入	⑥普及		
₩ . Υ	高架構造物における常時モニタリング等の技術開発及び評価の実施						令和3年度以降		
鉄道	軽量化された打音検査装置の導入等								
航路標識	腐食劣化診断モニタリング技術について「劣化診断マニュアル」に基づく取組を 推進し実証結果を評価								
	外壁診断技術等の点検・診断技術の開発及び技術の周知 等					令和4 ⁴	丰度以降		
公営住宅	「公的賃貸住宅長寿命化モデル事業」を通じ、先導性のある改修技術を導入し ようとする取組を支援								
	改修のための技術等について、性能分野毎の課題、技術の概要及び工事の進 め方等をまとめた「技術情報」、「個別技術シート集」を作成・公表し、普及を図る								
官庁施設	長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入・ 普及を検討								
北海道	寒冷な自然環境下における構造物の維持管理のための技術開発等(劣化診断手法、性能評価手法、予防保全策、適切な施工法など) ※上段: 凍害等による劣化 下段: 凍害との各種複合劣化等					I I 令和3年度以降			
横断 (モニタリン グ)	モニタリング技術の研究開発・導入								
横断 (ロボット)	・「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」によるニーズとシーズのマッチング(重点分野の策定) ・「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」を通じた産学によるロボット技術の公募及び国交省の施設等での現場検証・評価								
	開発途上の新技術の開発・改良に対する支援(経済産業省・NEDOによるプロジェクト)	*			3	* *	J		
横断	NETIS上に維持管理に係る技術を対象とした「維持管理支援サイト」を立ち上げ								
傾断 (維持管理 支援サイト)	現場のニーズに基づくテーマを設定し公募した維持管理に係る新技術を、現場で活用・評価し、有用と判断された技術につき、「維持管理支援サイト」における情報提供等を通じて普及促進								

(7)法令等の整備

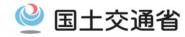


■法令等の整備状況

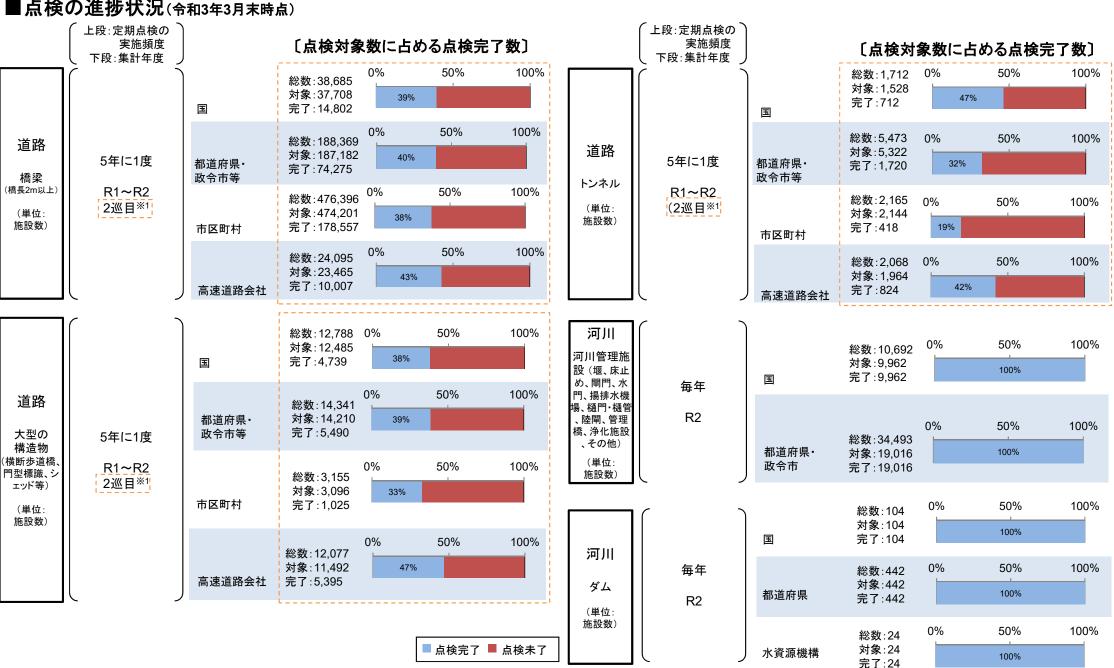
分野	内容	改定時期
\ \	【道路法】 ・5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定 ・健全度の判定区分を4つに区分	H25.6.5 公布 9.2 一部施行
道路	【道路整備特別措置法・高速道路機構法】 ・計画的な更新を行う枠組みの構築 ・更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定	H26.6.4 公布 6.30 一部施行
河川	【河川法】 ・点検の規定の整備 ・技術基準の規定	H25.6.12 公布 12.11 一部施行
海岸	【海岸法】 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準を策定 ・海岸協力団体の指定による地域の実情に応じた多岐にわたる海岸 管理の充実	H26.6.11 公布 12.10 全部施行
下水道	【下水道法】 ・点検の規定の整備 ・技術基準の規定	H27.5.20 公布 11.19 全部施行
港湾	【港湾法】 ・点検の規定の整備 等 ・港湾管理者による民有施設への報告徴収、立入検査等	H25.6.5 公布 8.1 一部施行
公園	【都市公園法】 ・維持及び修繕に関する基準の規定	H29.5.12 公布 H30.4.1 一部施行

2. 管理者別の状況

(1)点検の実施(1) (管理者別)



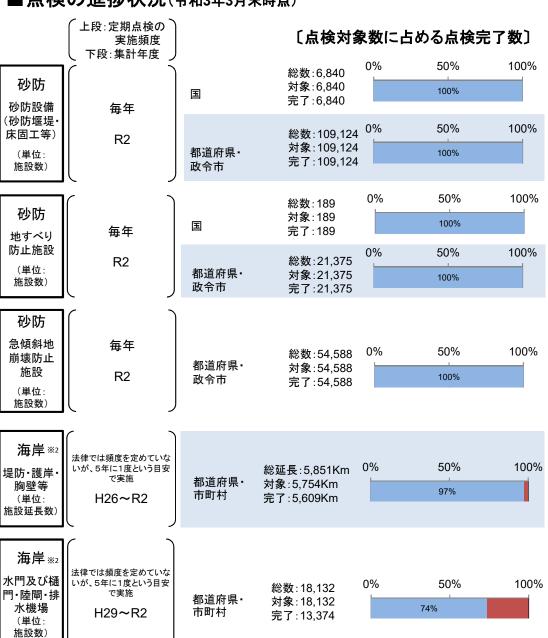
■点検の進捗状況(令和3年3月末時点)

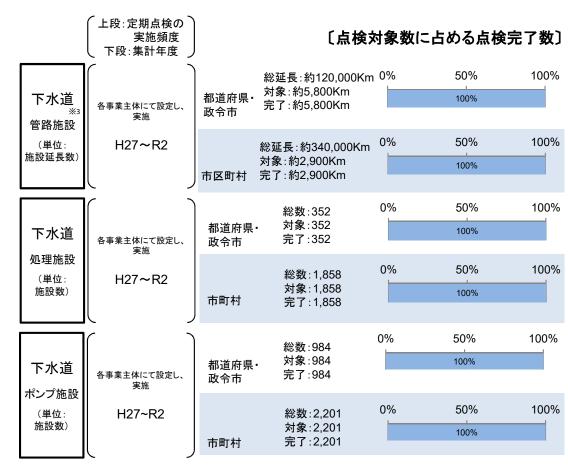


(1)点検の実施2 (管理者別)



■点検の進捗状況(令和3年3月末時点)





※2 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

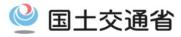
※3 平成24年度において布設後50年以上経過した管きょを対象

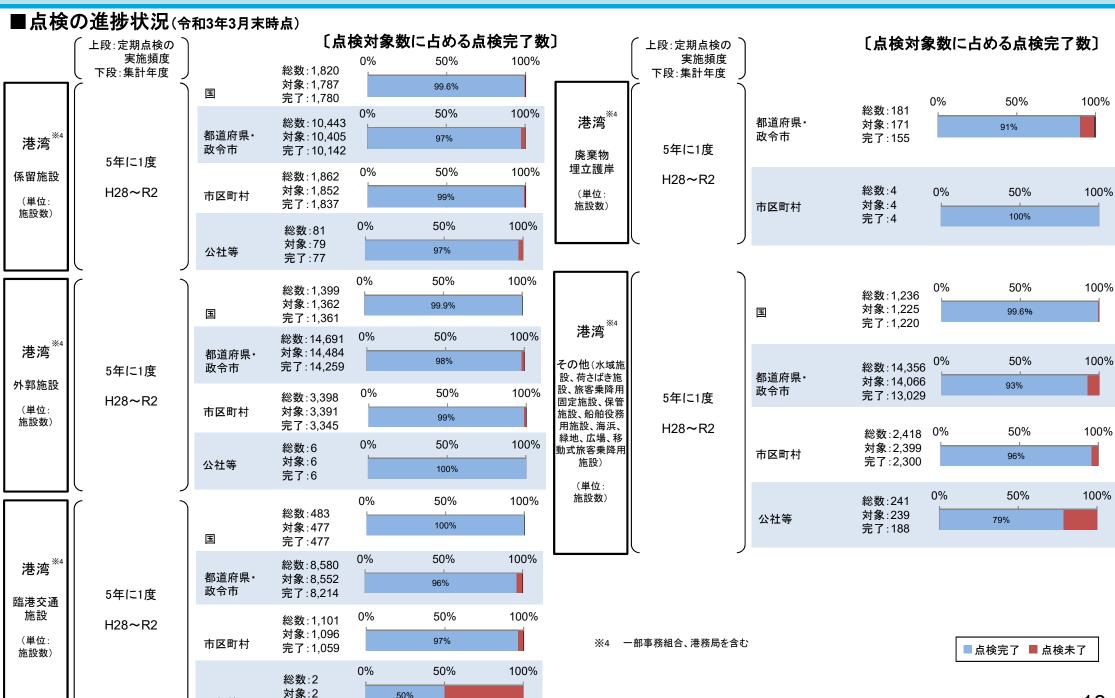
■点検完了 ■ 点検未了

(1)点検の実施③ (管理者別)

公社等

完了:1

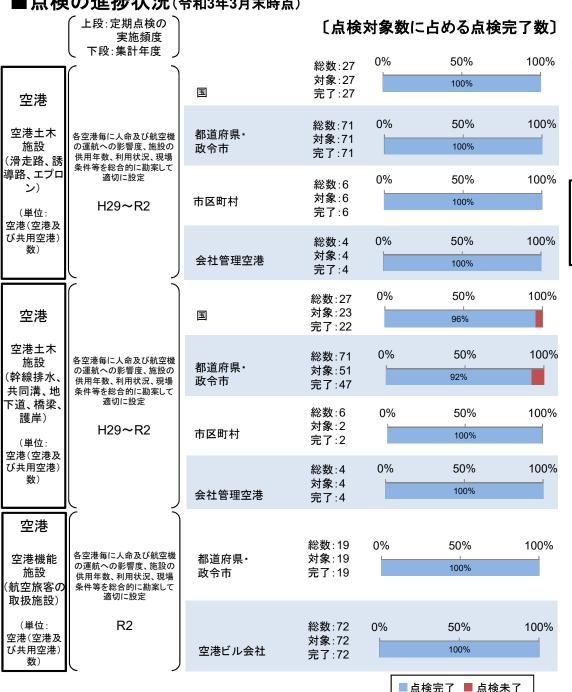


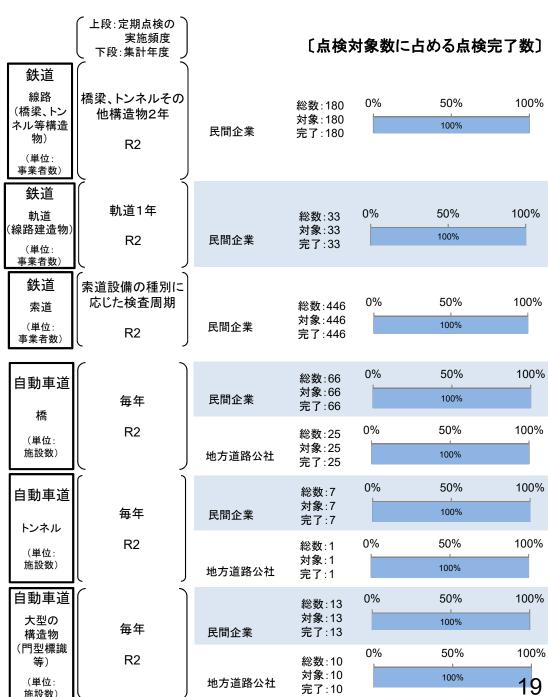


(1)点検の実施4 (管理者別)

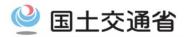


■点検の進捗状況(令和3年3月末時点)

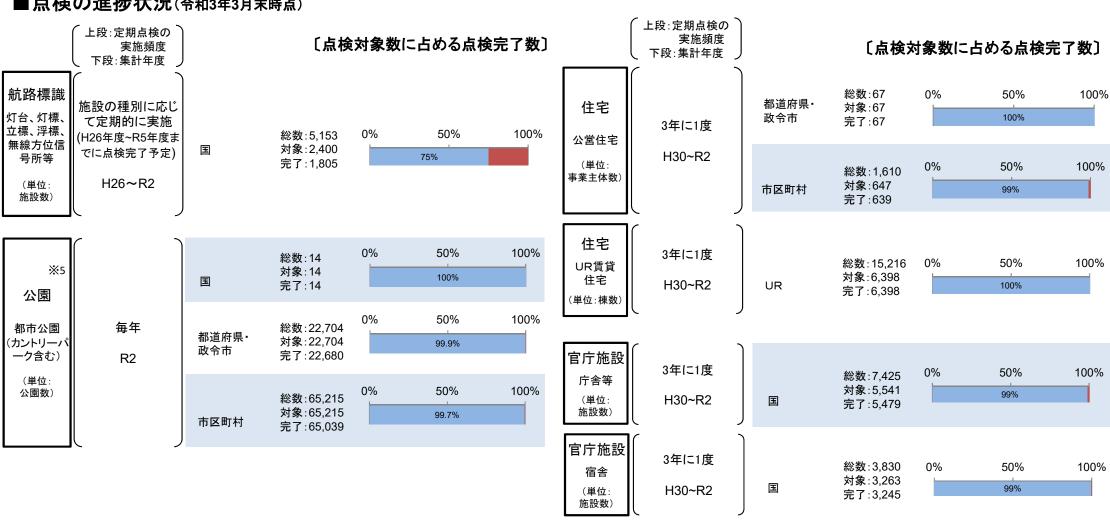




(1)点検の実施5 (管理者別)



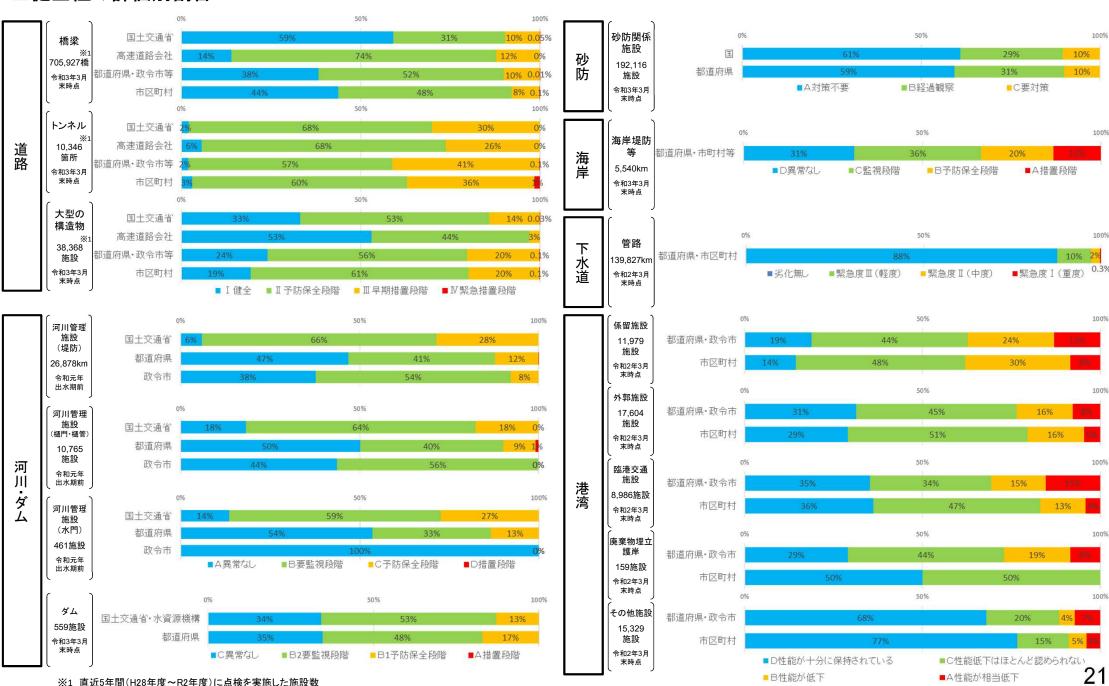
■点検の進捗状況(令和3年3月末時点)



※5 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象

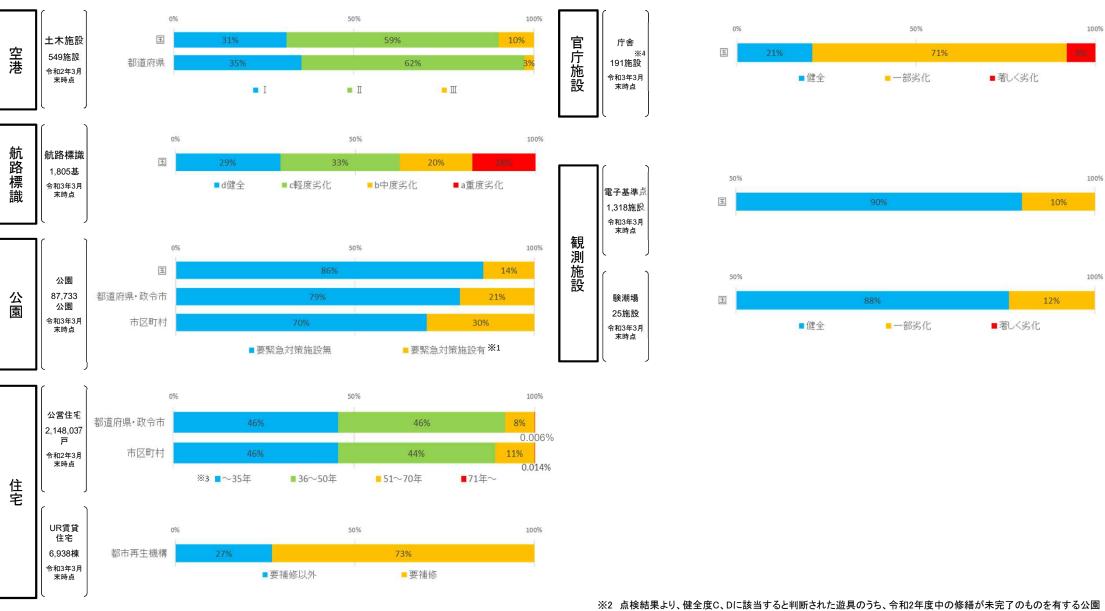
(2)施設の健全性① (管理者別)

■健全性の評価別割合



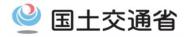
(2)施設の健全性②(管理者別)

■健全性の評価別割合

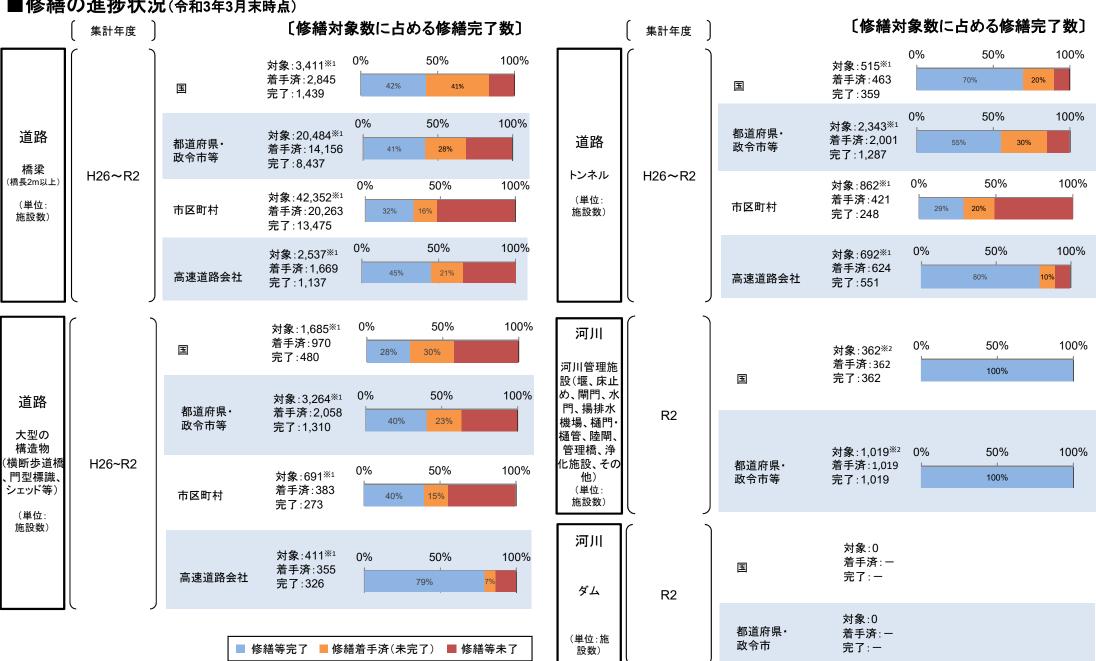


- ※3 判定区分が無いため、供用年数で整理
- ※4 築後30年以上経過した合同庁舎のうち長寿命化を図るべき施設を、外壁等の劣化状況に応じ区分

(3)修繕の実施(1) (管理者別)



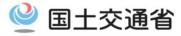
■修繕の進捗状況(令和3年3月末時点)

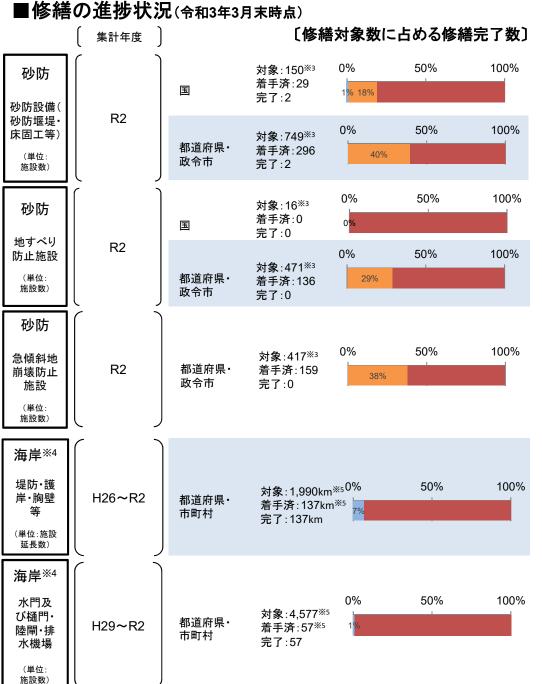


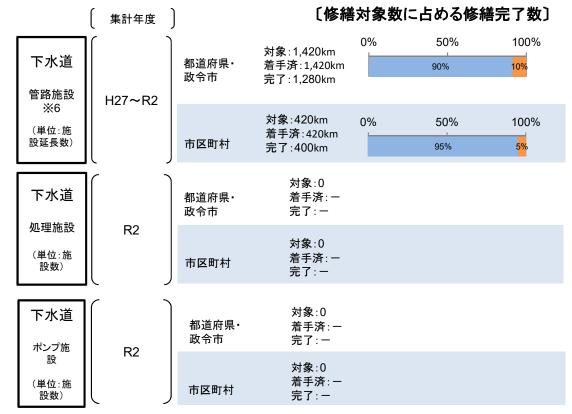
^{※1 1}巡目(H26年度~H30年度)の点検で早期または緊急に措置を講ずべきと診断された施設

^{※2} 事後保全段階(措置段階:D)に加え、予防保全段階:Cとなっている施設を一部対象としている

(3)修繕の実施2 (管理者別)







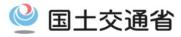
- ※3 健全度評価「要対策C」のうち優先的に対策を講ずべき社会的影響度の高い施設(要対策施設)を対象とする
- ※4 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港湾局を含む)
- ※5 対象は事後保全段階と予防保全段階。着手済は完了と同値としている
- ※6 平成23年度末において布設後50年以上経過した管きょを対象

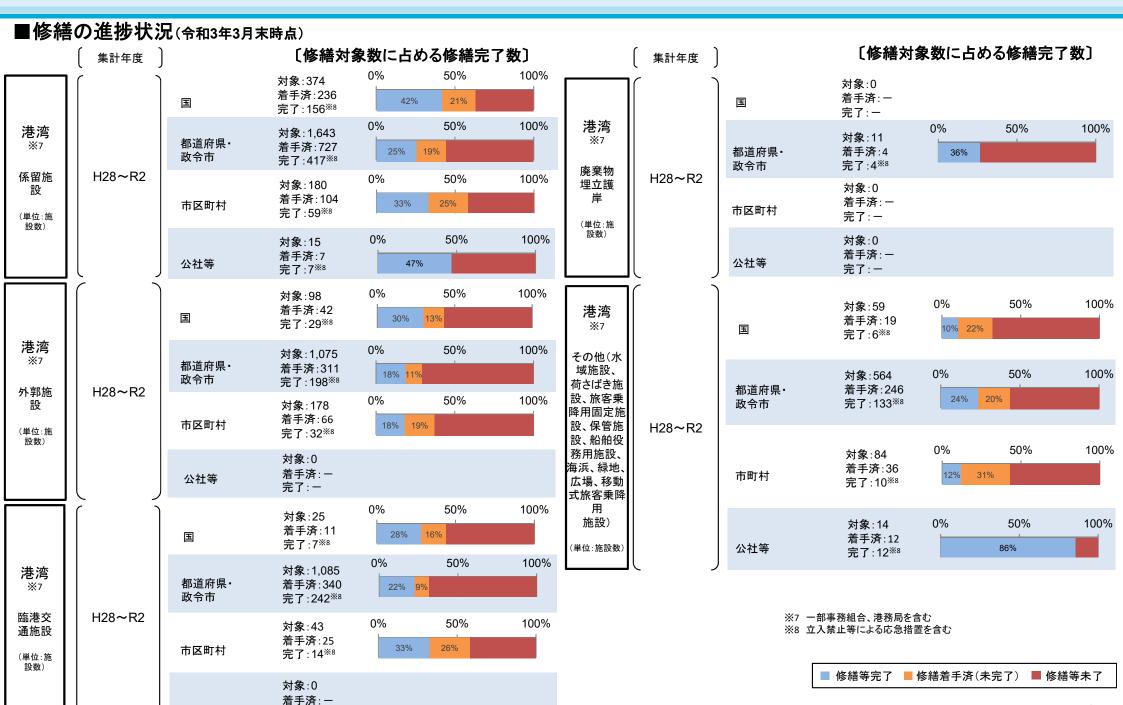


(3)修繕の実施③(管理者別)

公社等

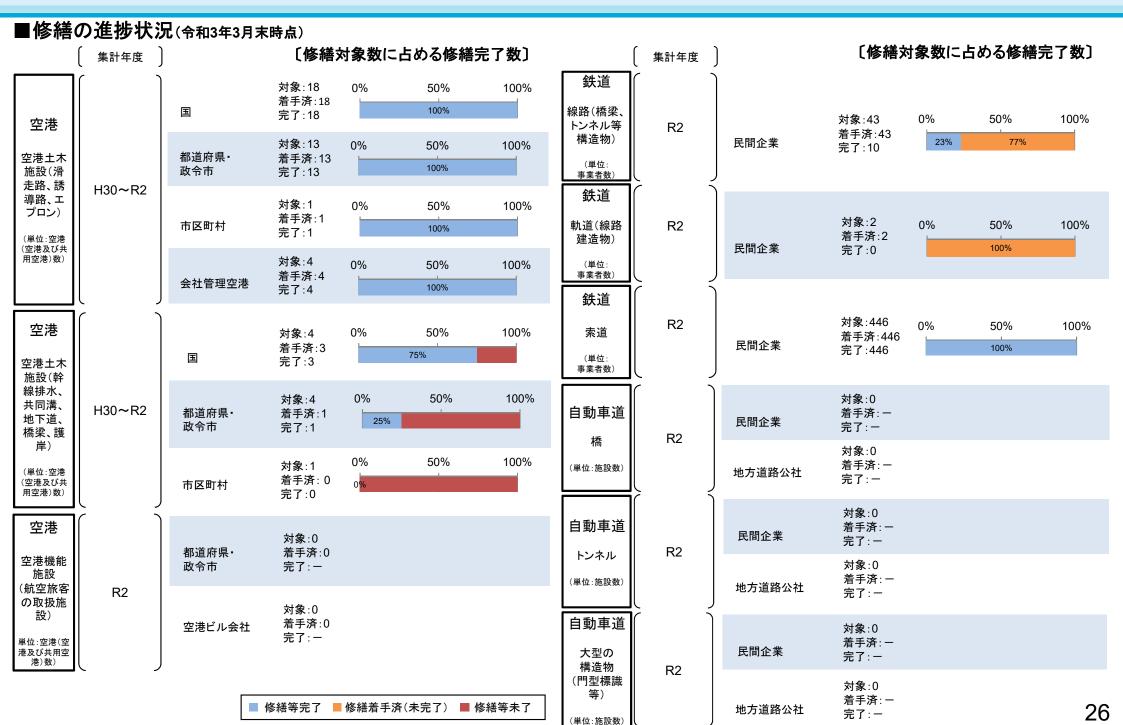
完了:一



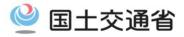


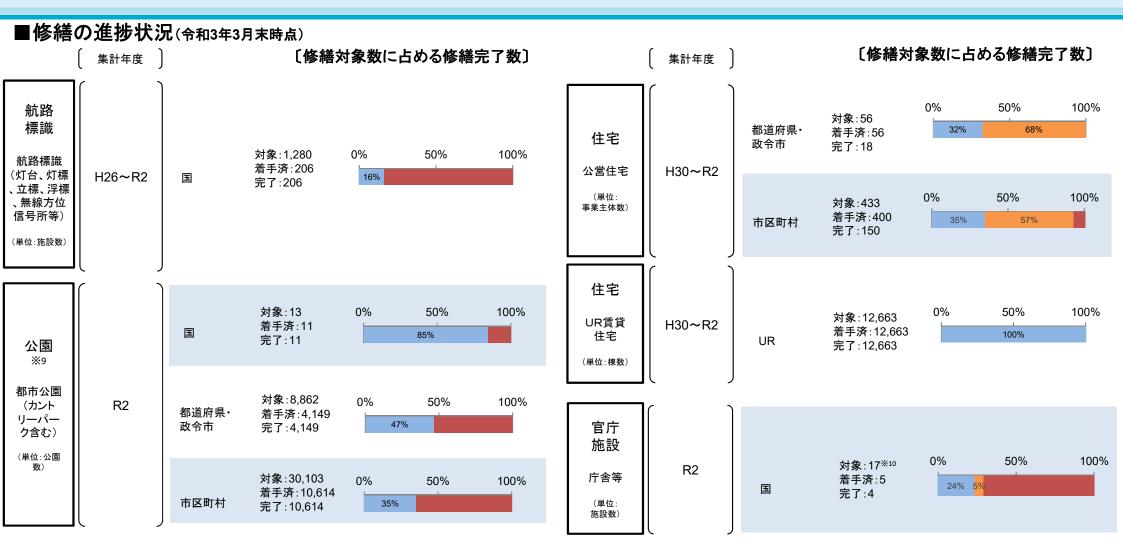
(3)修繕の実施4 (管理者別)



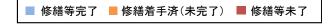


(3)修繕の実施5 (管理者別)





- ※9 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象
- ※10 老朽化対策実施率(長寿命化を図るべき施設のうち、R2年度時点で措置が必要なもの)



(4)個別施設計画の策定①(管理者別)

			個別施設計画策定状況					
分野	対象施設	管理者	①総数	②計画策定 対象施設数	③計画策定 完了施設数	④策定対象割合(②/①)	多計画策定率 (3/2)	
		国	10	10	10	100%	100%	
		都道府県·政令市等	94	94	89	100%	95%	
	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	市区町村	1,714	1,714	1,651	100%	96%	
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%	
		国	10	10	10	100%	100%	
ѵᆇᄱ		都道府県·政令市等	88	88	86	100%	98%	
道路	トンネル(単位:団体数)	市区町村	605	605	486	100%	80%	
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%	
	大型の構造物(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%	
		都道府県·政令市等	92	92	86	100%	93%	
		市区町村	650	650	517	100%	80%	
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%	
	<u>→ 亜よごコロはササルにのい</u>	国	10,692	3,432	3,432	32%	100%	
	主要な河川構造物(単位:施設数)	都道府県•政令市	34,493	14,586	14,586	42%	100%	
河川・ダム		国	104	104	104	100%	100%	
	ダム(単位:施設数)	都道府県	442	442	440	100%	99.5%	
		水資源機構	24	24	24	100%	100%	
	砂防設備(砂防堰堤・床固工等) (単位:事業主体数)	国	43	43	43	100%	100%	
砂防	地すべり防止施設 (単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設 (単位:事業主体数)	都道府県	47	47	47	100%	100%	
海岸※1	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	都道府県•市町村	4,749	4,735	4,713	99.7%	99.5%	

(4)個別施設計画の策定②(管理者別)

			個別施設計画策定状況					
分野	対象施設	管理者	①総数	②計画策定 対象施設数	③計画策定 完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率 (③/②)	
下水道 ^{※2}	┃ ┃ ┃管路施設、処理施設、ポンプ施設 ┃	都道府県•政令市	63	63	63	100%	100%	
广小坦	(単位:事業者数)	市区町村	1,408	1,408	1,408	100%	100%	
		国	1,820	1,787	1,786	98%	99.9%	
	係留施設(単位:施設数)	都道府県•政令市	10,443	10,405	10,357	99.6%	99.5%	
	徐笛 他 改 (单位: 施設教)	市区町村	1,862	1,852	1,850	99%	99.9%	
		公社等	81	79	77	98%	97%	
		国	1,399	1,362	1,361	97%	99.9%	
	外郭施設(単位:施設数)	都道府県•政令市	14,691	14,484	14,149	99%	98%	
		市区町村	3,398	3,391	3,371	99.8%	99%	
		公社等	6	6	6	100%	100%	
│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ 		国	483	477	477	99%	100%	
	臨港交通施設(単位:施設数)	都道府県·政令市	8,580	8,552	8,452	99.7%	99%	
	師/仑义理/加改(单位: 施設致)	市区町村	1,101	1,096	1,086	99.5%	99%	
		公社等	2	2	1	100%	50%	
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	都道府県•政令市	181	171	169	94%	99%	
	於果初连立 護序(単位:施設致)	市区町村	4	4	4	100%	100%	
		国	1,236	886	886	72%	100%	
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客 乗降用固定施設、保管施設、船舶役務	都道府県•政令市	14,356	6,990	6,656	49%	95%	
	用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	市区町村	2,418	1,475	1,427	61%	97%	
	各	公社等	241	107	107	44%	100%	

^{※2} 下水道は、下水道法(H27.5改正)に基づく事業計画を個別施設計画としている

(4)個別施設計画の策定③(管理者別)

			個別施設計画策定状況					
分野	対象施設	管理者	①総数	②計画策定 対象施設数	③計画策定 完了施設数	④策定対象割合 (②/①)	⑤計画策定率 (③/②)	
		国	27	27	27	100%	100%	
	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプ	都道府県•政令市	71	71	71	100%	100%	
	ロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	市区町村	6	6	6	100%	100%	
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%	
空港		国	27	23	23	85%	100%	
三年 全	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地	都道府県•政令市	71	51	51	72%	100%	
	下道、橋梁、護岸等)(単位:空港(空港及び 共用空港)数)	市区町村	6	2	2	33%	100%	
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%	
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)	都道府県•政令市	19	19	19	100%	100%	
	(単位:空港(空港及び共用空港)数)	空港ビル会社	72	72	72	100%	100%	
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物)) (単位:事業者数)	民間企業	180	180	180	100%	100%	
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	民間企業	33	33	33	100%	100%	
	橋(単位:施設数)	民間企業	66	66	66	100%	100%	
		地方道路公社	25	25	25	100%	100%	
 自動車道	トンネル(単位:施設数)	民間企業	7	7	7	100%	100%	
口到于坦	トンイル(単位: 施設奴)	地方道路公社	1	1	1	100%	100%	
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施	民間企業	13	13	13	100%	100%	
	設数)	地方道路公社	10	10	10	100%	100%	
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	国	5,153	5,153	5,153	100%	100%	
.v. ⊞	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	玉	17	17	17	100%	100%	
公園	都市公園(単位:地方公共団体数)	都道府県·政令市·市区町村	712	712	677	100%	95%	
	公営住宅(単位:事業主体数)	都道府県・政令市	67	67	67	100%	100%	
住宅	公吕江七(毕世:尹未主仲奴)	市区町村	1,610	1,560	1,456	97%	93%	
1 注七	UR賃貸住宅所(単位:棟数)	UR	15,216	15,216	15,216	100%	100%	
	公社賃貸住宅 (単位:事業主体数)※4	地方住宅供給公社	11	11	11	100%	100%	
中广长型	庁舎等(単位:施設数)	玉	7,425	5,577 ^{※5}	5,577	75%	100%	
官庁施設	宿舎(単位:施設数)	国	3,830	3,438 ^{※5}	3,438	90%	100%	
			<u> </u>	<u> </u>				

(5)維持管理・更新等に係るコストの算定① (管理者別)

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和3年3月末時点)

			維持管理・更新等に係るコスト算定状況					
分野	対象施設	管理者	①総数	②コスト算定 対象数	③コスト算定 完了数	④コスト算定対象 割合(②/①)	⑤コスト算定率 (③/②)	
		围	10	10	10	100%	100%	
		都道府県·政令市等	94	94	89	100%	95%	
	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	市区町村	1,714	1,714	1,651	100%	96%	
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%	
		国	10	10	10	100%	100%	
道路	 	都道府県·政令市等	88	88	86	100%	98%	
追 路	トンネル(単位:団体数)	市区町村	605	605	486	100%	80%	
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%	
	大型の構造物(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%	
		都道府県·政令市等	92	92	86	100%	93%	
		市区町村	650	650	517	100%	80%	
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%	
	> # 4 > 7 111 H# V# HL 1/ 4/2 . V/4	国	_	_	_	_	-	
	主要な河川構造物(単位:施設数) ^{※1}	都道府県·政令市	_	_	_	_	_	
河川・ダム		国	104	104	104	100%	100%	
	ダム(単位:施設数)	都道府県	442	442	440	100%	99.5%	
		水資源機構	24	24	24	100%	100%	
	砂防設備(砂防堰堤・床固工等) (単位:事業主体数)	国	43	43	43	100%	100%	
	地すべり防止施設 (単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設 (単位:事業主体数)	都道府県	47	47	47	100%	100%	
海岸※2	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	都道府県·市町村	4,749	4,735	4,541	100%	96%	

^{※1} 河川管理施設は対象となる施設種別が多いことから、計画の策定単位が様々であるため、施設数単位で集計できない

^{※2} 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

(5)維持管理・更新等に係るコストの算定②(管理者別)

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和3年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	維持管理・更新等に係るコスト算定状況				
			①総数	②コスト算定 対象数	③コスト算定 完了数	④コスト算定対象 割合(②/①)	⑤コスト算定率 (③/②)
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設 (単位:事業者数)	都道府県•政令市	63	63	63	100%	100%
		市区町村	1,408	1,408	1,408	100%	100%
港湾 ^{※3}	係留施設(単位:施設数)	玉	1,820	1,787	1,771	98%	99%
		都道府県·政令市	10,443	10,405	9,525	99.6%	92%
		市区町村	1,862	1,852	1,790	99%	97%
		公社等	81	79	77	98%	97%
	外郭施設(単位:施設数)	玉	1,399	1,362	1,338	97%	98%
		都道府県·政令市	14,691	14,484	13,381	99%	92%
		市区町村	3,398	3,391	3,317	99.8%	98%
		·····································	6	6	6	100%	100%
	臨港交通施設(単位:施設数)	玉	483	477	464	99%	97%
		都道府県·政令市	8,580	8,552	7,645	99.7%	89%
		市区町村	1,101	1,096	1,039	99.5%	95%
		·····································	2	2	1	100%	50%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	都道府県•政令市	181	171	149	94%	87%
		市区町村	4	4	4	100%	100%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	围	1,236	886	870	72%	98%
		都道府県·政令市	14,356	6,990	6,161	49%	88%
		市区町村	2,418	1,475	1,427	61%	97%
		·····································	241	107	107	44%	100%

※3 一部事務組合、港務局を含む 32

(5)維持管理・更新等に係るコストの算定③(管理者別)

■維持管理・更新等に係るコストの算定状況(令和3年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	維持管理・更新等に係るコスト算定状況				
			①総数	②コスト算定 対象数	③コスト算定 完了数	④コスト算定対象 割合(②/①)	⑤コスト算定率 (③/②)
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	国	27	27	27	100%	100%
		都道府県•政令市	71	71	71	100%	100%
		市区町村	6	6	6	100%	100%
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地 下道、橋梁、護岸等)(単位:空港(空港及び 共用空港)数)	玉	27	23	23	85%	100%
		都道府県•政令市	71	51	51	72%	100%
		市区町村	6	2	2	33%	100%
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物)) (単位:事業者数)	民間企業	180	180	180	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	民間企業	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	民間企業	66	66	66	100%	100%
		地方道路公社	25	25	25	100%	100%
	トンネル(単位:施設数)	民間企業	7	7	7	100%	100%
		地方道路公社	1	1	1	100%	100%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施 設数)	民間企業	13	13	13	100%	100%
		地方道路公社	10	10	10	100%	100%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	国	5,153	5,153	5,153	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	国	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	都道府県·政令市·市区町村	712	712	677	100%	95%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	都道府県•政令市	67	67	67	100%	100%
		市区町村	1,610	1,560	1,456	97%	93%
	UR賃貸住宅所(単位:棟数)	UR	15,216	15,216	15,216	100%	100%
	公社賃貸住宅 (単位:事業主体数)※4	地方住宅供給公社	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	玉	7,425	5,577	5,577	75%	100%
	宿舎(単位:施設数)	国	3,830	3,438	3,438	90%	100%

※4 管理戸数1,000戸以上 33

3. 地方公共団体への支援等

全体的な支援(木一ムページでの情報の一元的提供)

インフラメンテナンス情報ポータルサイトを通じて、国土交通省所管分野のメンテナンスに関する情報の一元的提供を行う。

(支援策の具体的内容)

国土交通省では、国や地方公共団体等の社会資本のメンテナンスに関する様々な情報について容易に確認できるよう、社会資本のメンテナンス情報に関する情報ポータルサイトを設置しています。

情報ポータルサイトでは、道路、河川、港湾などの各分野における社会資本の点検状況等が確認できるほか、社会資本の戦略的維持管理・更新に関する施策や取組などについて確認できます。



財政的支援(道路メンテナンス事業補助制度による支援)

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等(横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識)

対象事業

修繕、更新、撤去※

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの
- ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

|※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業 |※2「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

事業イメージ

- ▶ 地方公共団体は、長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定・公表
- ▶ 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費:5.5/10× δ (δ :財政力指数に応じた引上率)

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工(発注)の実施と工事の平準化を図る



財政的支援(大規模更新事業等による支援)

地方公共団体が実施する大規模施設(水門、排水機場、砂防堰堤等)の更新・改良に対して集中的に支援を実施

(支援策の具体的内容)

各地方公共団体が策定した個別施設計画に対して、着実な維持管理・更新に取り組んでいけるよう支援 (計画期間:概ね10年以内、国費率:事業毎に実施要綱で定める割合(1/2等))。

- 〇地方公共団体は、長寿命化計画(個別施設計画)を策定
- 〇水門、砂防堰堤等の個別施設毎に記載された計画に位置付けられ た事業を支援









大規模更新事業等

地方公共団体が管理する排水機場、砂防堰堤、水門、雨水ポンプ場等が対象。

【排水ポンプ設備更新の例】







【その他の施設例】



砂防施設(砂防堰堤)



海岸保全施設(水門)



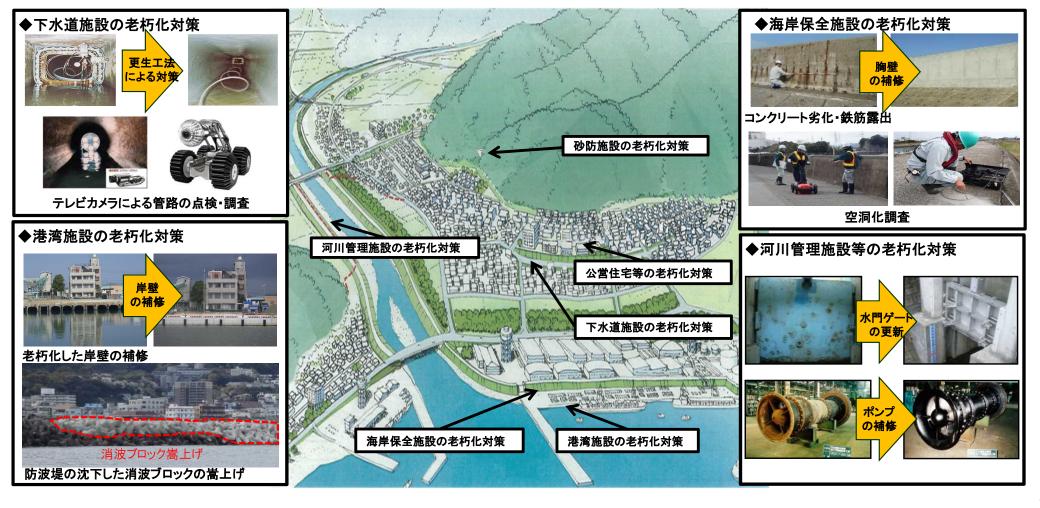
下水道施設(雨水ポンプ場)

各地方公共団体が管理する河川管理施設、下水道施設、海岸保全施設、港湾施設などのインフラ施設に関して、インフラ長寿命化計画を踏まえた点検・診断、修繕・更新等の老朽化対策を総合的に支援する。

※基幹事業ごとの詳細の支援概要については、5~11ページに記載

(支援策の具体的内容)

各地方公共団体が単独で、又は共同して策定した整備計画に対して、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本 整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援(計画期間:3~5年、国費率:事業毎に交付要綱で定める割合(1/2等))。



港湾事業

(支援策の概要)

地方公共団体等が実施する港湾施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策等について支援を実施

(支援策の具体的内容)

- ■港湾改修事業
- ・対 象:港湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地)の建設又は改良 を行う事業のうち、防災・安全対策のため特に必要と認められる事業
- ・条 件:維持管理計画等が策定され、維持管理計画等に基づく適切な維持管理が為されていること 等
- •国費率:5/10等

(支援策のイメージ)

◆港湾改修事業における港湾施設の老朽化対策



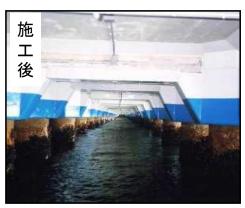
鋼管杭が塩害により腐食



表面処理を行うことで、 鋼管杭本体を長寿命化



桟橋裏面の鉄筋コンクリートが 塩害により腐食



表面処理を行うことで、 桟橋本体を長寿命化

河川・ダム事業

(支援策の概要)

・地方公共団体が実施する河川管理施設(水門・ダム等)の長寿命化対策について支援を実施

(支援策の具体的内容)

※代表的な支援策を掲載

- ■特定構造物改築事業
- 対 象:指定区間内の1級河川又は2級河川において施行される河川管理施設の改築並びに長寿命 化計画に基づく河川管理施設の延命化に必要な措置 等
- 条 件:①長寿命化計画に基づく延命化に必要な措置のための費用及び改築に必要な費用の合計事業費が合計4億円以上であること
 - ②長寿命化計画が策定され当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている施設であること 等

補助率:1/2 等













老朽化した施設(放流設備)の改良 (高耐候性塗料による再塗装)

砂防事業

(支援策の概要)

地方公共団体が実施する既設砂防設備及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止 施設の緊急改築について支援を実施

(**支援策の具体的内容**) ※代表的な支援策を掲載

- ■砂防設備等緊急改築事業
- 対象: 既設の砂防設備及び地すべり防止施設(以下「砂防設備等」)について、緊急改築を行うことで既存の砂防設備等を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもの
- 条件:①原則として、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する方針が記載された長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの
 - ②事業の対象となる砂防設備等が、以下のいずれかの要件に該当するもの(i)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備(ii)設置後概ね10年経過した施設で、地質条件などによって当初設計時の想定より早期に集排水ボーリングの目詰まりが生じており、近年開発された材料の活用により目詰まりが生じにくくなるなど施設の機能が著しく向上する地すべり防止施設
 - ③総事業費が1億円以上であるもの 等

国費率: 1/2 等



海岸事業

(支援策の概要)

海岸管理者が実施する海岸堤防等海岸保全施設の長寿命化対策について支援を 実施

(支援策の具体的内容)

■海岸堤防等老朽化対策緊急事業

柼 象:海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施する老朽化対策 等

件:①長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること

- ②老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、 緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの
- ③海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること
- ④総事業費が都道府県が行うもので5千万円、市町村が行うもので2千5百万円以上 等

補助率:1/2 等







施工後



下水道事業

(支援策の概要)

下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」の策定とそれに基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を支援

(支援策の具体的内容)

■ 下水道ストックマネジメント支援制度

対 象:「下水道ストックマネジメント計画」の策定、同計画に基づく点検・調査及び改築

条 件:①事業計画等に基づき適正な維持管理が行われていること

②「下水道ストックマネジメント計画」に位置付けられていること

補助率:1/2等

(支援策のイメージ)

更生工法による長寿命化



部分取替による長寿命化



計画的な改築を行うために必要な点検・調査

・潜行目視による点検・調査



・テレビカメラによる点検・調査



都市公園 · 緑地等事業

(支援策の概要)

〇地方公共団体における公園施設長寿命化計画の策定及び当計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を支援

(支援策の具体的内容)

■公園施設長寿命化計画策定調査

公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定を支援【国費率:1/2】※令和5年度までの措置(ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては令和2年度までの措置とし、令和3年度から令和5年度までは公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。)

■公園施設長寿命化対策支援事業

健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する公園施設長寿命化計画に 基づき適切に維持管理されている施設の改築を支援【国費率:1/2】











老朽化が進行した複合遊具を撤去し、新たに同様の施設を設置

老朽化が進行した四阿を再整備

財政的支援(社会資本整備総合交付金による支援)

地域住宅計画に基づく事業

(支援策の概要)

地方公共団体が管理する公営住宅等について、公営住宅等長寿命化計画等に基づく計画的な建替・改善について財政的支援を実施

(支援策の具体的内容)

- •支援策の対象:地方公共団体が行う建替•改善に係る財政的支援
- •支援策を受けられる条件:公営住宅等長寿命化計画に基づく事業であること 等
- ・主な補助率:原則50%

(支援策のイメージ)

外壁改修、給排水設備改修 など、耐久性向上、躯体の経 年劣化の軽減等を図るための 改善への支援







技術的支援(社会資本の維持管理に係る研修の充実・強化)

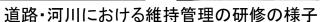
地方公共団体等の職員を対象とした維持管理に係る研修の開催による技術力向上

(支援策の具体的内容)

確実な維持管理が行えるよう、従来の取り組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。技術者不足が指摘されている地方公共団体への技術的支援の一環として、研修への地方公共団体等職員の参加を呼びかけている。









港湾における維持管理 の研修の様子



インフラメンテナンス国民会議による フォーラムの様子

技術的支援(LCCの算定方法を示したガイドライン等)

LCC(ライフサイクルコスト)の算定方法を示したガイドライン等の策定・公表や、LCC算定ツールの提供による最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定支援

(支援策の具体的内容)

国は、ガイドラインの策定・公表やLCC算定ツールを提供することなどにより、地方公共団体の最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定を支援している。

技術的支援(インフラメンテナンス国民会議)

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進

国民会議は会員の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援

(会員数2,000者突破!!)

革新的技術の開発と実装の加速

・新技術の試行



■点検診断一貫 システムの試行



■下水圧送管路の効率的 な調査方法の試行



民間企業のノウハウ活用

・自治体の議論の活性化



- ■新技術導入研究
- ・意見交換会 (品川区)

海外市場の拡大

・我が国企業の海外展開支援



■海外市場展開 フォーラム 設立総会

ベストプラクティスの全国展開「インフラメンテナンス大賞」

第1回: 応募248件、受賞28件

第2回:応募205件、受賞32件

第3回:応募255件、受賞32件

第4回: 応募288件、受賞35件

7省共催

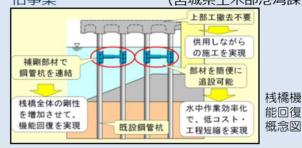
- ·国土交通省·文部科学省·厚生労働省
- •農林水産省•経済産業省•防衛省•総務省

国土交通大臣賞

メンテナンス実施現場における工夫部門

仙台塩釜港西ふ頭桟橋・観光桟橋災害復 旧事業 (宮城県土木部港湾課)

活性化



技術開発部門

高速道路のトンネルにおける時速100 k m走行での覆エコンクリート高解像度変状検出手法



(東京大学)

普通車両を利用した映像システム

技術的支援(社会資本の維持管理に関する資格制度)

- 〇既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築(H26.11登録規程告示)
- 〇維持管理分野について、のべ245の民間資格を登録。

(支援策の具体的内容)

- 国は点検・診断等の業務に必要な知識・技術の明確化を図り、必要な技術水準を満たす資格を登録。
- ・地方公共団体は、国が登録した資格を点検・診断等の業務発注時に活用することにより、点検・診断等の一定の水準の確保や、 社会資本の維持管理に係る品質の確保を図る。

(支援策のイメージ)

<民間資格の登録等のプロセス>

①業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化

	道路	砂防	00		
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリー ト橋)	トンネル	砂防設備	00
点検	道路橋(銅橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の5に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術				
診断			•••		•••

②民間資格を公募

③民間資格を評価

4基準を満たす民間資格を登録

	道路			砂防	00	
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	00	
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士		
診断			:	〇〇技術士		

業務発注の際に登録された資格を活用

<施設等毎の登録資格数(※)>

R3. 2現在

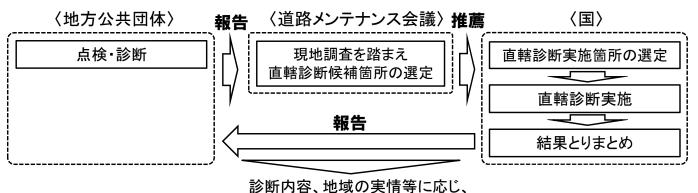
	登録資格数							
施設等名	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	54
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	59
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	34
舗装	-	-	_	9	1	4	0	14
小規模附属物	-	-	_	7	2	0	0	9
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	0	26
道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	0	16
堤防•河道	-	0	0	4	0	0	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	3
下水道管路施設	_	1	1	0	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	4
土木機械設備	_	2	0	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	6	245

※維持管理分野を記載。その他計画・調査・設計分野がある。

技術的支援(直轄診断・修繕代行)

- 〇 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、 地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による 直轄診断を実施。
- ○診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】



修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等の実施

【直轄診断実施箇所】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

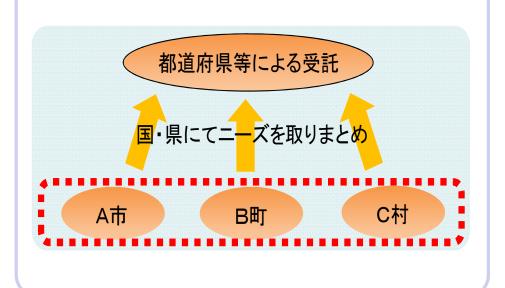
実施年度	直轄診断実施箇所	措置			
	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業			
H26 年度	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業			
	大前橋(群馬県嬬恋村)	大規模修繕·更新補助事業			
	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業			
H27 年度	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業			
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業			
H28	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業			
年度	度 御鉾橋(群馬県神流町)	修繕代行事業			
H29	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業			
年度	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業			
H30	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業			
年度	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業			
R1	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業			
年度	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業			
R2	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業			
年度	鶴舞橋(奈良県奈良市)	継続中			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

技術的支援(地域一括発注の取組(道路事業))

- ○市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施
- ○令和2年度は33道府県(464市町村)が地域一括発注を活用

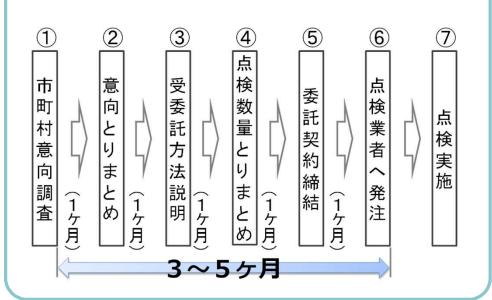
【イメージ図】

・市町村のニーズを踏まえ、 地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、 点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



技術的支援(道路分野の点検支援技術性能カタログ)

- 〇点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、 開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。令和2年6月時点で80技術を掲載。
- 〇受発注者が、点検支援技術性能カタログを参照することにより、点検への新技術の活用を推進。

点検支援技術性能力タログの構成

第1章 性能力タログの活用にあたって

- 1. 適用の範囲
- 2. 用語の定義
- 3. 性能力タログの活用について
- 4. 性能カタログの標準項目について
- (1)基本諸元
- (2)性能の裏付け
- (3)調達・契約にあたってのその他必要な事項
- (4)その他
- 5. 点検支援技術に関する相談窓口の設置 付録1 点検支援技術性能力タログの標準項目

第2章 性能カタログ

画像計測技術(橋梁/トンネル) 非破壊検査技術(橋梁/トンネル) 計測・モニタリング技術(橋梁/トンネル) データ収集・通信技術

付録2 技術の性能確認シート

<主な掲載技術>

画像計測

「・橋梁 :24技術[™] ・トンネル: 8技術



ドローンによる変状把握



レーザースキャンによる変状把握

非破壊検査

·橋梁 :11技術
・トンネル: 6技術



電磁波技術を利用した床版上面の損傷把握



レーダーを利用した トンネル覆工の損傷把握

計測・モニタリング

・橋梁 :25技術 : ・トンネル: 3技術





センサーによる橋梁ケーブル 張力のモニタリング



トンネル内附属物の 異常監視センサー

技術的支援(メンテナンス体制の強化)

メンテナンスに係る会議の設置

(支援策の具体的内容)

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路、港湾、空港、河川の各分野でメンテナンス会議を設置・開催

道路メンテナンス会議

※平成26年7月に全都道府県で設置済

【体制】地方整備局(直轄事務所)/地方公共団体(都道府県、市町村)/高速道路会社(NEXCO·首都高速·阪神高速· 本四高速·指定都市高速等)/道路公社

【役割】1. 維持管理等に関する情報共有/2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進/3. 点検業務の発注支援(地域ー括発注等)/4. 技術的な相談対応



(平成30年3月16日 広島県道路メンテナンス会議)

港湾等メンテナンス会議 ※平成27年4月に全地方整備局港湾空港部等で設置済

【体制】地方整備局港湾空港部等/地方公共団体等(都道府県、市町村、港管理組合、国際港湾株式会社等)/国土技術政策総合研究所、港湾空港技術研究所、海洋·港湾構造物維持管理士会

【役割】1. 維持管理状況の把握/2. 維持管理体制の確保に向けた検討/3. 港湾施設等の維持管理に関する情報 共有/4. 効果的な老朽化対策の推進/5. 技術的な相談対応



(令和元年5月27日 中国地方整備局港湾等メンテナンス会議)

空港施設等メンテナンスブロック会議 ※平成27年9月に本省航空局で設置済 平成28年からは全地方航空局で設置済

【体制】地方航空局/特定地方管理空港管理者/地方管理空港管理者/会社管理空港管理者等

【役割】1. 空港施設の維持管理技術等の技術支援・情報共有 / 2. 空港維持管理・更新計画に基づく管理・更新状況

の確認 / 3. 維持管理に係る技術的な相談対応



(令和元年9月24~25日 空港施設メンテナンスブロック会議 東日本ブロック)

河川維持管理会議

※ 平成23年に全ブロックで会議を設置済 平成30年3月からは全国会議を設置済

【体制】本省/地方整備局/地方公共団体(都道府県、政令指定都市)

【役割】1. 維持管理に関する情報共有/2. 点検、修繕等の状況把握/3. 維持管理に係る技術的な相談等



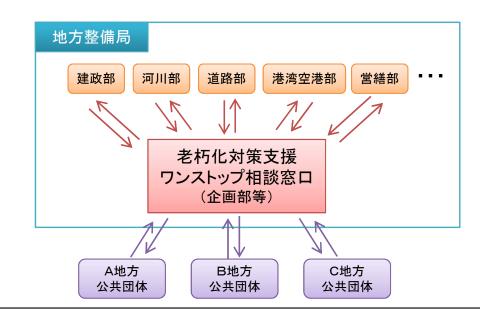
(令和元年8月19日 全国河川維持管理会議)

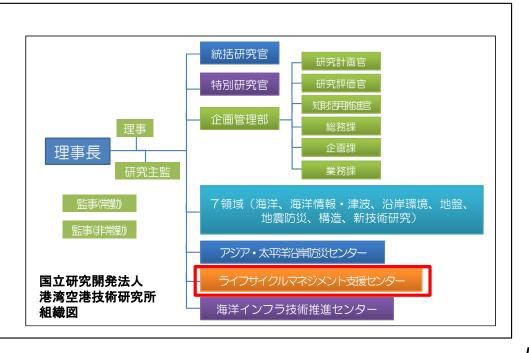
技術的支援(ワンストップ相談窓口の設置・支援センターの設置)

各地方整備局等や国立研究開発法人港湾空港技術研究所等による地方公共団体に対する助言体制 の強化などの技術的支援体制を強化

(支援策の具体的内容)

- ・老朽化対策支援に関するワンストップ相談窓口の開設(H25.7.16設置)
- 〇各地方整備局等では、これまでも道路、河川及び港湾の個別分野に係る相談への体制整備を図ってきたが、地方 公共団体に対する老朽化対策等に関するワンストップ支援相談窓口を設置し、支援体制を強化
- ・国立研究開発法人港湾空港技術研究所 ライフサイクルマネジメント支援センターの設置(H25.4.1設置)
- 〇地方整備局、港湾管理者等への技術指導、情報交換等の支援対応のための窓口を設置。 これにより現場支援を強化するとともに、現場ニーズに対応した研究を促進。





技術的支援(老朽化対策に資する新技術の開発・導入の推進)

非破壊検査技術やロボット技術等の新技術やITの活用により、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現。

(支援策の具体的内容)

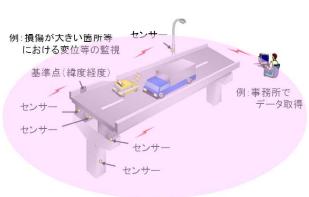
- 点検・診断技術、社会インフラのモニタリング技術、次世代社会インフラ用ロボット等の老朽化対策に資する新技術について、以下の取組みを通じて直轄工事での先導的な導入を進め、地方公共団体への普及も促進。
 - ▶ テーマを設定し、当該テーマに関連する類似技術を公募した上で現場実証等を実施し、特徴を明確にした技術比較表を作成・公表
 - ▶ マッチングイベント等を通じ、現場のニーズと開発者等の技術シーズをマッチングさせ、成立した案件について 現場試行等を実施し、その結果を公表

(支援策のイメージ)

点検・診断技術の開発・導入



社会インフラのモニタリング技術



次世代社会インフラ用ロボット

〇橋梁

- ・ 近接目視を支援
- 打音検査を支援
- 点検者の移動を支援

O トンネル

- 近接目視を支援
- 打音検査を支援
- 点検者の移動を支援

〇水中(河川、ダム)

- ・近接目視を代替・支援



技術的支援(PPP/PFIの取組)

- 国土交通省では、インフラの維持管理等にあたって、官民連携手法の導入について検討を行う地方公共団体に対して支援を実施している。
- 支援を通じて、導入に際しての課題やその対応方針を明らかにするとともに、得られた知見を横展開するなど 効率的な維持管理手法の普及を図る。

◆ 先導的官民連携支援事業(平成23年度~)

【支援対象】

国土交通省の所管する事業であり、先導的な官民連携事業を実施しよう とする地方公共団体等

【支援内容】

官民連携事業の導入・実施に向けた検討(導入可能性調査、デューデリジェンス等)にかかるコンサルタント等の専門家への調査委託費を助成

全額国費による定額補助(上限2.000万円)

※都道府県及び政令指定都市は、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円

【維持管理分野に関する支援の事例】

〇三条市(新潟県)

『地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査』

第1期における事業範囲(道路・公園・ 排水路の維持管理修繕業務)等の見 直しを行い、橋梁・消雪パイプ点検業 務の追加、対象エリアの拡大や契約 期間の拡大等を反映した第2期の包括 的民間委託事業を実施。



※上記の三条市の事例等を踏まえ、包括的民間委託の導入を検討するプロセスの一例と 支援先における検討内容を整理し取りまとめた資料を以下に掲載

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html

·◆ インフラの維持管理に係る官民連携事業の 導入検討支援(令和2年度~)

【支援対象】

国土交通省所管のインフラであって利用料金を徴収しないもの(道路、橋梁、河川、公園等)の維持管理に係る官民連携事業のうち、以下のいずれかの導入を検討する地方公共団体

①指標連動方式※を活用する事業

※PFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業を指す。

②分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むPFI 事業等

【支援内容】

国土交通省が委託したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、 官民連携事業を導入するにあたり必要となる調査・検討等を支援

・事業実施に係る課題の整理

・マーケットサウンディング

・スキーム、進め方の検討

-関係者との調整

等

【令和3年度支援自治体】

富山市(富山県)、尼崎市(兵庫県)、周南市(山口県)、長崎県、 玉名市(熊本県)

【参考】国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)令和3年度~令和7年度

令和3年6月18日策定

- ○「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」の役割を担うインフラの機能を、将来にわたって適切に発揮させる必要
- ○メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の充実化やメンテナンス体制の確保など、インフラメンテナンスの取組を着実に推進
- ○更に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定) | 等による**予防保全への本格転換**の加速化や、メンテナンスの生産性向上 の加速化、インフラストック適正化の推進等により、持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指す

●計画の範囲

【対象施設】国土交通省が制度等を所管する全ての施設

【計画期間】令和3年度~令和7年度(2021年度~2025年度)

●中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し



- 予防保全型インフラメン テナンスにより将来にかか る維持管理・更新費用 を縮減
- ⇒予防保全型インフラメ ンテナンスの取組の徹底 が重要

●これまでの取組と課題

※平成26年5月策定の国土交通省インフラ長寿命化計画に基づき、以下の取組を実施

■メンテナンスサイクルの構築

- ・ 個別施設計画の策定 ・点検実施によるインフラ健全性の把握 ・計画内容の見える化
- ・法令等の整備 ・点検要領の改定
- ⇒地方公共団体管理施設も含めインフラメンテナンスのサイクル構築が図られたと評価

■将来にかかる維持管理・更新費の抑制

- ・修繕等の措置への財政的支援 ・集約・再編に関する事例集等の作成
- ⇒早期に措置が必要なインフラが多数残存、機械設備をはじめ耐用年数が到来するインフラの存在

■メンテナンスの生産性向上

- ・広域的な連携の促進(情報提供の場の構築、地域一括発注の取組等) 官民連携手法の導入促進
- ・維持管理情報データベース化、施設管理者間・分野間でのデータベース連携 ・維持管理に関する資格制度の充実
- ・新技術の開発・導入推進 ・管理者ニーズと技術シーズのマッチング
- ⇒多くのインフラを管理する地方公共団体等ではメンテナンスに携わる人的資源が依然不足

■今後の取組の方向性

■目指すべき姿

持続可能なインフラメンテナンスの実現

■計画期間内に重点的に実施すべき取組

1.計画的・集中的な修繕等の確実な実施による

「予防保全 |への本格転換

予防保全の管理水準を 下回る状態となっている インフラに対して、計画的・ 集中的な修繕等を実施し 機能を早期回復





早期に措置が必要な施設の例

Ⅱ.新技術・官民連携手法の普及促進等による インフラメンテナンスの生産性向上の加速化

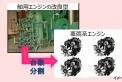
・地方公共団体等が適切かつ 効率的なインフラメンテナンスの 実施に資するため、新技術や 官民連携手法の導入を促進

6. 情報基盤の整備と活用



Ⅲ.集約・再編やパラダイムシフト型更新等の インフラストックの適正化の推進

・社会情勢の変化や利用者ニーズ 等を踏まえたインフラの集約・再編 や、来たるべき大更新時代に備え た更新時におけるパラダイムシフト の検討等を推進



施設更新時、マスプロダクト型の推進により

■具体的取組の例

- 1. 個別施設計画の策定・充実
- ・定期的な計画更新の促進
- ・計画内容の充実化 等

┃●フォローアップ計画

- 5. 新技術の開発・導入
- ·NETIS等の活用による技術研究開発の促進
- ・インフラメンテナンス国民会議等の活用による円滑な現場展開 等
- 2. 点検·診断/修繕·更新等
- ・早期に措置が必要なインフラへの集中的な対応による機能回復
- ・マスプロダクツ型排水ポンプの技術開発
- ・集約・再編に関する事例集等の作成・周知 等

・データベースの適切な運用、情報の蓄積・更新、発信・共有 等

・メンテナンスの取組に対する 地方公共団体等への財政的支援 等

3 予算管理

4 体制の構築

- ・研修等による技術力向上
- ・広域的な連携による維持管理体制の確保
- ・官民連携による維持管理手法の導入促進 等

7. 基準類等の充実

・適切な運用、必要に応じて適時・適切な改定

・計画のフォローアップにより、進捗状況等を把握

56